

第 16 号議案

新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 109 号）が令和 7 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年新宮町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年新宮町条例第14号)新旧
対照表

改正後	改正前
(食事の提供の特例) 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)	(食事の提供の特例) 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)